

公正入札違約金に関する特約条項

(公正入札違約金)

第1条 受注者は、この契約の入札に関し次の各号のいずれかに該当するときは、発注者の請求に基づき、違約罰として契約代金の100分の20に相当する額の公正入札違約金を発注者に支払わなければならない。物品の引渡し又は業務が完了した後も同様とする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は独禁法第62条第1項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を受け、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条に規定する出訴期間内に、当該排除措置命令等について同法第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を提起しなかったとき。
- (2) 排除措置命令等を受け、行政事件訴訟法第8条第1項の規定により提起した抗告訴訟に係る判決（当該排除措置命令等の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき。
- (3) 前2号の規定に該当しない場合であって、独禁法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独禁法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合は、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 この条に規定する公正入札違約金は、民法第420条第3項の規定による損害賠償額の予定と解さない。